

よくある質問

利用会員編

Q 幼稚園のお迎えを毎日お願いできる？

A この事業は子育てのお手伝いができる地域住民の方をご紹介します。援助会員は有償の「ボランティア」で、常時活動しているわけではなく、毎日都合がつかとは限りません。また一人の援助会員に複数の利用会員を紹介していますので、利用できるのは概ね週1、2回とお考えください。産前産後等で一時的に援助が必要な場合は別途対応しますので、地域社協事務所（ファミリーサポート）にご相談ください。

Q 1回だけの見守りもお願いできる？

A はい、可能です。ただし、事前打ち合わせはしっかり行っていただきます。

Q 急に明日お願いしたいときでも大丈夫？

A すでにご紹介済みの援助会員から「OK」のお返事がもらえれば可能です。ただし、事前打ち合わせを済ませた依頼内容に限ります。ご紹介した援助会員が活動できないからといって、別の援助会員をご紹介することはできません。登録後、初めて利用の申込みをする場合は、お申込みから援助会員のご紹介に2週間程度かかります。

社協ホームページから入会申込書のダウンロードができるようになりました！

利用会員登録

子育て支援者養成研修

事業全般に関するお問い合わせ

世田谷区ファミリーサポートセンター

世田谷区成城6-3-10

☎ 03-5429-1200 FAX 03-5429-1202



利用会員登録案内サイトはこちらから
↓

登録後の利用申込みは

お住まいの地域にある社協事務所の各ファミリーサポートへご連絡ください
月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)

* 池尻1～3、池尻4(1～32)、上馬、経堂、駒沢1～2、桜、桜丘、三軒茶屋、下馬、世田谷、太子堂、弦巻、野沢、三宿、宮坂、若林にお住まいの方

● 世田谷地域社協事務所 (ファミリーサポートせたがや)
太子堂2-12-2 T-One世田谷ビル5階

☎ 03-3419-2311 FAX 03-3419-2354

* 赤堤、池尻4(33～39)、梅丘、大原、北沢、豪徳寺、桜上水、代沢、代田、羽根木、松原にお住まいの方

● 北沢地域社協事務所 (ファミリーサポートきたざわ)
北沢2-11-3 イサミヤビル3階

☎ 03-5787-8537 FAX 03-5787-8533

* 奥沢、尾山台、上野毛、上用賀、駒沢3～5、桜新町、新町、瀬田、玉川、玉川台、玉川田園調布、玉堤、等々力、中町、野毛、東玉川、深沢、用賀にお住まいの方

● 玉川地域社協事務所 (ファミリーサポートたまがわ)
等々力3-4-1 玉川総合支所2階

☎ 03-3702-7777 FAX 03-3702-7861

* 宇奈根、大蔵、岡本、鎌田、喜多見、砧、成城、祖師谷、千歳台、船橋にお住まいの方

● 砧地域社協事務所 (ファミリーサポートきぬた)
成城2-33-15 成城二丁目事務所棟

☎ 03-5727-6101 FAX 03-5727-6103

* 粕谷、上北沢、上祖師谷、北烏山、給田、八幡山、南烏山にお住まいの方

● 烏山地域社協事務所 (ファミリーサポートからすやま)
南烏山5-18-13 モリッチビル4階

☎ 03-5314-1891 FAX 03-5314-1893

困ったときはおたがいさま
地域みんなで子育てしよう

世田谷区ファミリー・サポート・センター事業

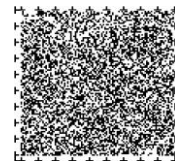


子育てをしてほしい方（利用会員）と
手助けのできる方（援助会員）が
身近な地域で子育ての相互援助を行う
会員制のしくみです

世田谷区

(受託団体：社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会)

音声コード →



令和3年10月

援助会員

- *子どもが好きな18歳以上の方(高校生不可)
- *責任を持って利用会員のお子さんの預かりや送迎ができる方
- *区外の方も登録できます

援助会員になるには？

「子育て支援者養成研修」(6日間・計24時間)の受講が必要です

主な利用内容

- 仕事や出産・疾病等の際や、リフレッシュ時の子どもの短時間の預かり、保育園・幼稚園・小学校・習い事等への送迎
- ※子どもが病気(発熱など)のときは利用できません

利用・活動時間 午前7時～午後9時(原則)

預かり場所 利用会員宅・援助会員宅など

謝礼金など

- 1時間800円(1時間未満は1時間として計算。1時間を超える場合は30分単位で切り上げて計算します。30分400円)
- 兄弟姉妹を2人以上同時に預かる場合、2人目以降は半額(1時間400円)です
- 交通費など活動中に生じた費用は利用会員が実費を負担します
- 謝礼金の受け渡しは、会員同士で行います

援助会員の声

やりがいを感じます

週に1回、保育園へお迎えに行き、お母さんが帰るまでお預かりしています。「いつもありがとうございます」「助かります」と言われると、お役に立てたのかななどうれしくなり、やりがいを感じています。

利用会員

- *区内在住で生後43日から小学校6年生までの子どもの保護者

利用会員になるには？

事前に利用会員登録が必要で「世田谷区ファミリーサポートセンター」へお問い合わせください

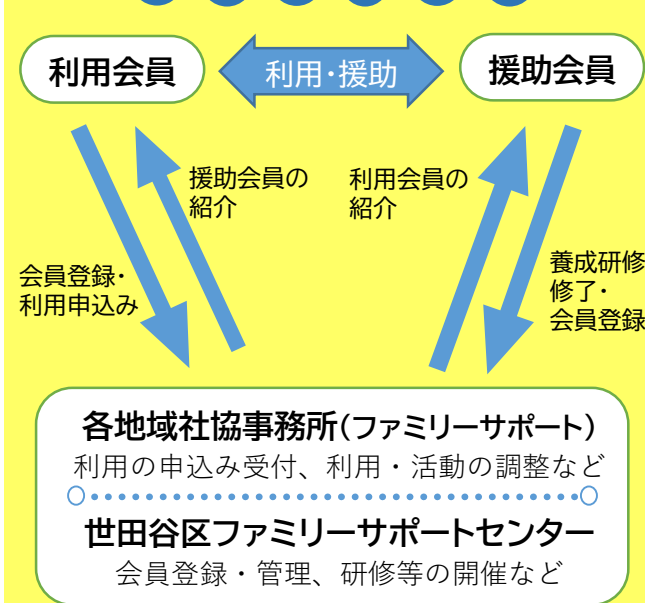
利用会員の声

助かっています！

紹介していただいた援助会員さんはとても頼りになる方。娘も最初は緊張していたようですが、今ではすっかりなついています。忙しいときにとても助かっています！

利用会員と援助会員の両方会員としての登録も可能です！詳しくはお問い合わせください

事業のしくみ



登録から利用まで

- 1 社会福祉協議会ホームページから、または二次元コードで専用サイトにアクセスします
二次元コードは裏面にあります
- 2 専用サイトで事業説明の動画(約13分)を視聴したあと、簡単なクイズに答えていただきます
- 3 基本情報を入力し、入会申込書を「ダウンロードする」または「センターからの送付を希望する」を選択します
- 4 「入会申込書」に必要事項を記入し、住所が確認できる書類(免許証や健康保険証などのコピー)とともにセンターに郵送します
- 5 登録完了のメールが届いたら、具体的な利用希望をお住まいの地域の社協事務所(ファミリーサポート)に電話で申し込みます
各ファミリーサポートの連絡先は裏面にあります
- 6 活動可能な援助会員をご紹介します
- 7 援助会員に電話をし、「事前打ち合わせ」の日程を決めます
- 8 お子さんも同席で援助会員と「事前打ち合わせ」を行います(約1時間)

打ち合わせた内容で利用開始！

